介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに係る重要事項説明書

1　当事業所の概要

事業所名	彦根市地域包括支援センターきらら
所在地	彦根市川瀬馬場町１０１５番地１
事業所の指定番号	２５００２０００３１
サービスを提供する地域	彦根市（河瀬・亀山・若葉・城陽小学校区）
法人の名称	公益財団法人　豊郷病院
法人の所在地	犬上郡豊郷町八目１２
法人種別	公益財団法人
代表者	代表理事　川上　賢三

2　職員の勤務体制

管理者	１名	保健師等	１名以上
社会福祉士	１名以上	主任介護支援専門員	１名以上

3　当事業所が提供するサービスについての相談窓口および営業日等

営業日	月曜日から土曜日 （祝日及び年末年始はのぞく）	電話番号：０７４９－２８－９３２３ ＦＡＸ：０７４９－２８－９３２２
営業時間	８時３０分から１６時５０分 ※土曜日は8時30分から12時40分	営業日・営業時間以外の連絡先 電話番号：０７４９－２８－９３２３

4　事業の目的および運営の方針

事業の目的	利用者様の心身の状況、その置かれている環境等に応じて利用者様やご家族等の意向等を基に、介護予防サービス・支援計画を作成するとともに、適切なサービスの提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者、地域の非公的サービス等との連絡調整その他の便宜の提供を行うことにより要介護状態の予防および自立を支援する事を目的とします。
事業の方針	１　可能な限り居宅において、その有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう配慮します。 ２　利用者様の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者様の選択に基づき、サービスが総合的かつ効果的に提供されるよう配慮します。 ３　常に利用者様の立場に立って、介護予防サービス等が特定の種類または特定の介護予防サービス事業者に不当に偏ることがないよう、公正中立に行います。 ４　「彦根市指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」及び「彦根市介護予防ケアマネジメント事業実施要綱」を遵守します。

5　提供するサービスの内容

内容	提供方法
介護予防サービス・支援計画の作成	１　利用者様の居宅を訪問し、利用者様およびご家族に面接して必要な情報を収集し、生活機能の低下の原因や背景等の分析を行い、解決すべき課題を把握します

	2　アセスメント（生活課題の分析）は、利用者様と担当者（保健師、介護支援専門員等介護予防支援等に関する知識を有する職員をいう。以下同じ。）との共同作業で行い、介護予防の考え方を説明するなどコミュニケーションの過程を通じて、生活機能が低下している行為への気づきや改善および自立への意欲を引き出し、利用者様が「できること」について共に見いだし、利用者様の主体的な活動や地域社会への参加を高めることを目指した支援を行います。 3　利用者様およびご家族に対して課題に対する目標と具体策を示し、適切なコミュニケーションを通して、利用者様の主体的な取組を引き出し、合意までの過程を丁寧に進めます。 4　利用者様が取り組む行動や介護予防サービスを計画するだけでなく、同居家族の協力や近親者の見守りや支え、当該地域の住民による自発的な活動による非公的サービスや保健医療サービス、福祉サービス等の利用も含めて介護予防サービス・支援計画上に位置づけ、連携します。 5 利用者様によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定介護予防サービス事業者等に関するサービス内容、利用料等の情報を適正に提供します。また利用者様のご希望により、複数の指定介護予防サービス事業者の紹介や介護予防サービス・支援計画上に位置付けた指定介護予防サービス事業者の選定理由を説明します。 6 利用者様が医療サービスを希望される場合および必要な場合には、利用者様の同意を得て主治医等に意見を求めると共に、介護予防サービス計画書を渡す等、医療サービスとの連携に十分配慮します。 7 利用者様が医療機関に入院される場合には、利用者様の日常生活上の能力や利用していた指定介護予防サービス等の情報を入院先医療機関と共有し、退院後に円滑に在宅生活を送ることができるよう、支援します。利用者様およびご家族も入院時には担当者の氏名・連絡先を入院先医療機関にお伝えくださるようご協力をお願いします。 8　解決すべき課題に対して、利用者様および家族と共同で作った、目標とする生活をイメージし、これに基づいたサービス内容を検討し、提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ介護予防サービス・支援計画の原案を作成します。 9　サービス担当者会議等を開催し、担当者に対する照会等により当該介護予防サービス・支援計画の原案の内容について、担当者から専門的な見地からの意見を求めます。 10　介護予防サービス・支援計画の原案に位置づけた介護予防サービス等について、保険給付の対象になるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料等について利用者様およびご家族に説明し、利用者様から文書による同意を受けます。 11　当該介護予防サービス・支援計画を利用者様およびサービス提供担当者等に交付します。 12　利用者様が介護予防サービス・支援計画の変更を希望した場合、または当事業者が介護予防サービス・支援計画の変更が必要と判断した場合は、双方の合意をもって介護予防サービス・支援計画を変更します。 13 その他、介護予防サービス・支援計画の作成に関する必要な業務を行います。

サービスの実施状況および課題の把握	1　利用者様およびご家族、介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、少なくともサービスの提供を開始する月、サービスの評価期間が終了する月、サービスの提供開始月の翌月から起算して3月に1回ならびに利用者様の状況が著しく変化した時は利用者様の居宅を訪問して適切なサービス内容となるように便宜を図ります。 2　利用者様の同意と、サービス担当者会議等で主治医や他のサービス事業所の合意があり、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用された場合は、利用者様の居宅への訪問が6月に1回となる場合があります。
給付管理	介護保険を使って受けられるサービスについて、実際にサービスが受けられる範囲やサービスの種類などについて調整し、また、サービスが計画どおりに提供されたかなどを確認して給付管理を行います。
モニタリング・評価（ケアマネジメントCは除く）	定期的に、介護予防サービス・支援計画に記載したサービス提供の目標等の達成状況等を評価し、その結果を介護予防支援・介護予防ケアマネジメント経過記録等の書面に記載するとともに、介護予防サービス・支援計画書の変更が生ずる場合は必要に応じて介護予防サービス・支援計画を追記・修正し、利用者様にその説明を行います。
要介護･要支援認定等の協力･援助	利用者様が要支援認定等に係る申請について、利用者様の意思を踏まえ必要な協力を行います。
相談の対応	介護保険や介護に関することのご相談をお受けします。

6　居宅介護支援事業者への委託

介護予防サービス・支援計画の作成は、介護保険法第115条の23第3項及び第115条の47第5項の規定により、介護予防サービス・支援計画作成の一部を彦根市地域包括支援センター運営協議会が認めた指定居宅介護支援事業者に委託する場合があります。

7　個人情報の保護

当事業所がサービスを提供する際に、利用者様やご家族に関して知り得た情報については、サービス担当者会議などの利用者様へのサービス提供のために必要な業務以外では決して他に漏れないようにします。サービスの提供に関わって、利用者様の情報を他の事業者等と共有する必要があるときは、あらかじめ利用者様に説明し、同意書に署名捺印をいただきます。

8　料金等

ケアプラン作成料は、別紙のとおり国が定めた介護報酬に地域単価を乗じたものとする。また、介護報酬改定があった場合には、これに準ずるものとする。

9　担当者の変更

担当者の変更を希望される場合はご相談ください。

10　解約

利用者様は、「介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに係る契約解約届出書」を解約する日までに当事業所に届けていただくことによって、契約を解約することができます。ただし、緊急の入院など、やむを得ない場合はこの限りではありません。

11　契約の終了

次の場合には、自動的に契約は終了します。

(1) 利用者様が要支援または事業対象者でなくなった場合
　居宅介護支援事業者への移行や地域の保健福祉サービスの情報を提供するなど、必要な支援を行います。

(2) 利用者様が死亡された場合

(3) 利用者様が (2)以外の理由で彦根市の介護保険の被保険者資格を喪失した場合

(4) 居住地を担当する地域包括支援センターが設置された場合

(5) 利用者様が当事業所の担当学区外へ居住地を移された場合

12　事故発生時の対応

センター職員は、利用者様に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに管理者に報告し、センターは、彦根市、利用者家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

13　損害賠償

利用者様に対して、当事業所の責任において賠償すべきことが起こった場合は、利用者様に賠償します。

14　相談・苦情窓口

当事業所が提供するサービスおよび介護予防サービス・支援計画に基づいて提供している各サービスについて、ご相談や苦情などがございましたら、当事業所の窓口まで遠慮なくお申し出ください。

相談・苦情窓口担当者 （　上田　康正　）	電話番号：０７４９－２８－９３２３ ＦＡＸ：０７４９－２８－９３２２

その他、下記の窓口でも受け付けています。

彦根市役所　高齢福祉推進課	電話番号：０７４９－２３－９６６０ ＦＡＸ：０７４９－３０－９２３１
滋賀県国民健康保険団体連合会	電話番号：０７７－５１０－６６０５ ＦＡＸ：０７７―５１０―６６０６

令和　　年　　月　　日

利用者様に対して本書面にもとづいて重要な事項を説明しました。

事業所所在地　　彦根市川瀬馬場町１０１５番地１
事業所名　　彦根市地域包括支援センターきらら
事業所管理者　　所長　　上田　康正　　印

彦根市地域包括支援センターきらら之印

説明者名　　印

私は、本書面により事業者から重要な事項の説明を受けました。

本　人　　氏名　　印
（家族代表者）　氏名　　印

（別紙）

ケアプラン作成料（介護予防支援費・介護予防ケアマネジメント費）

項目	単位数	地域単価	金額
介護予防支援費 ／ 介護予防ケアマネジメント費 （月単位）	４４２単位	１０．４２円	４，６０５円
初回加算	３００単位		３，１２６円
委託連携加算	３００単位		３，１２６円
介護職員等処遇改善加算 ※１	９単位		９４円
	１６単位		１６７円
	２２単位		２２９円

※ 上記のほか、以下の減算が適応される場合があります。
・高齢者虐待防止措置未実施減算
・業務継続計画未策定減算

※１ 介護職員等処遇改善加算額は、月ごとの所定単位数に応じて異なります。

○上記、ケアプラン作成料は利用者様に介護保険が適用される場合は利用料を支払う必要はありません。（全額介護保険により負担されます。）